

島根県報

号外第一七号

平成十五年三月十一日

(火曜日)

目 次

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 一

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則 (税務課) 一

税免除に関する条例施行規則

教委規則

島根県総合教育審議会規則 一二

人委規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 一二

公布された条例等のあらまし

◆島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第一五号)

一 規則の概要

島根県情報公開条例の改正に伴う規程の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◆特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則 (規則第一六号)

一 規則の概要

課税免除を受けようとする者は、法人の県民税及び不動産取得税については

1 課税免除を受けようとする者は、法人の県民税及び不動産取得税については

課税地を管轄する支庁又は総務事務所の長に、自動車取得税については知事に

申請しなければならないこととし、申請期限等を定めることとした。(第二条 関係)

2 申請書及び通知書の様式を定めることとした。(様式関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第十五号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則(平成十三年島根県規則第十号)の一部を次のように改正する。

する。

第三条の見出しを「(公務員等の職の指定)」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第十六号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する

る条例（平成十五年島根県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の申請等の様式）

第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる申請をする場合には、同表の中欄に掲げる期限までに同表の下欄に掲げる様式により、法人の県民税及び不動産取得税にあっては島根県条例（昭和五十一年島根県条例第十号）第四条第一項に規定する課税地を管轄する支庁又は総務事務所の長に、自動車取得税にあっては知事に申請しなければならない。

申請の区分	期 限	様 式
一 条例第二条の規定による法人の県民税の課税免除の申請	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第一項に規定する申告書の提出期限まで	特定非営利活動法人の法人の県民税課税免除申請書（第一号様式）
二 条例第三条の規定による不動産取得税の課税免除の申請	島根県条例第二十三条に規定する納期の末日まで	特定非営利活動法人の不動産取得税課税免除申請書（第二号様式）
三 条例第四条の規定による自動車取得税の課税免除の申請	地方税法第六百九十九条の十一第一項に規定する時又は日まで	特定非営利活動法人の自動車取得税課税免除申請書（第三号様式）

2 条例第六条第二項の規定により申請者に通知する場合の通知書の様式は、第四号様式とする。

3 条例の規定による課税免除をしないことを決定した場合の通知書の様式は、第五号様式とする。

4 条例の規定による課税免除を取り消した場合の通知書の様式は、第六号様式とする。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

第1号様式 (第2条関係)

特定非営利活動法人の法人の県民税課税免除申請書

年 月 日

支 庁 長
(事務所長) 様

申請者

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例第2条の規定に基づき、法人の県民税の均等割の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の設立年月日

年 月 日

課税免除を受けようとする事業年度

年 月 日から

年 月 日まで

収 益 事 業 の 内 容

課 税 免 除 申 請 額

円

記載事項

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 特定非営利活動法人の定款の写し
 - (2) 税務官署に提出した当該課税免除を受けようとする期間の収益事業に係る貸借対照表の写し
 - (3) 税務官署に提出した当該課税免除を受けようとする期間に係る「所得の金額の計算に関する明細書」の写し
- 2 「設立年月日」は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第1項の規定により設立の登記がなされた日をいう。

二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けている場合は、主たる事務所又は事業所の設立の登記がなされた日をいう。
- 3 「収益事業の内容」の欄は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定する収益事業を記載すること。

第2号様式 (第2条関係)

特定非営利活動法人の不動産取得税課税免除申請書

年 月 日

支 庁 長
(事務所長) 様

申請者

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

㊟

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例第3条の規定に基づき、不動産取得税の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の設立年月日

年 月 日

課税免除を受けようとする不動産	土 地	所 在 地	地 番	地 目	地 積 m ²	取 得 年 月 日 年 月 日	取得原因
		所 在 地	種 類	構 造	延床面積 m ²	取 得 年 月 日 年 月 日	取得原因
具体的な用途							
譲 渡 者		住 所 (所在地)					
		氏 名 (名 称)					

記載事項

1 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 特定非営利活動法人の登記簿謄本（登記事項証明書）又はその写し
- (2) 特定非営利活動法人の定款の写し
- (3) 課税免除を受けようとする不動産に係る登記簿謄本（登記事項証明書）
- (4) 課税免除を受けようとする不動産が家屋である場合にあっては、当該家屋の平面図
- (5) 課税免除を受けようとする不動産を無償で譲り受けたことを証する書類

2 「設立年月日」は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第1項の規定により設立の登記がなされた日をいう。

二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けている場合は、主たる事務所又は事業所の設立の登記がなされた日をいう。

3 「地目」の欄は、固定資産課税台帳に登録されている地目（現況）を記載すること。

4 「取得原因」の欄は、贈与、寄附等と記載すること。

5 「種類」の欄は、事務所、作業所等と記載すること。

6 「構造」の欄は、木造、鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造等と記載すること。

7 「具体的な用途」の欄は、課税免除を受けようとする不動産の使用目的について、定款に記載されている特定非営利活動に係る事業の内容を記載すること。

8 「譲渡者」の欄は、課税免除を受けようとする不動産を無償で譲渡した者について記載すること。

第3号様式 (第2条関係)

特定非営利活動法人の自動車取得税課税免除申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者

所在地

法人名

代表者氏名

㊤

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例第4条の規定に基づき、自動車取得税の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の設立年月日

年 月 日

課税免除を受けようとする自動車

登録番号
(軽自動車の場合は車両番号)

取得年月日

年 月 日

取得原因

具体的な用途

譲渡者

住所
(所在地)

氏名
(名称)

記載事項

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 特定非営利活動法人の登記簿謄本（登記事項証明書）又はその写し
 - (2) 特定非営利活動法人の定款の写し
 - (3) 課税免除を受けようとする自動車の自動車検査証の写し
 - (4) 課税免除を受けようとする自動車が無償で譲り受けたことを証する書類
- 2 「設立年月日」は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第1項の規定により設立の登記がなされた日をいう。

二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けている場合は、主たる事務所又は事業所の設立の登記がなされた日をいう。
- 3 「取得原因」の欄は、贈与、寄附等と記載すること。
- 4 「具体的な用途」の欄は、課税免除を受けようとする自動車の使用目的について、定款に記載されている特定非営利活動に係る事業の内容を記載すること。
- 5 「譲渡者」の欄は、課税免除を受けようとする自動車が無償で譲渡した者について記載すること。

第4号様式 (第2条関係)

課 税 免 除 通 知 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 (支 庁 長)
事務所長

印

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定に基づき、次のとおり課税免除したので通知します。

課 税 免 除 の 内 容	年 度	税 目	課税免除する税額
備 考			

この課税免除について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

第 5 号様式 (第 2 条関係)

課 税 免 除 申 請 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 (支 庁 長)
事務所長

印

年 月 日付けをもって申請された特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定に基づく県税の課税免除については、次の理由により課税免除できないので通知します。

年 度	税 目	備 考

課 税 免 除 で き な い 理 由	
--	--

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求 (異議申立て) をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁 (事務所) を経由して提出してください。

第6号様式 (第2条関係)

課 税 免 除 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 (支 庁 長)
事務所長

印

年 月 日付け 第 号をもって通知した特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定に基づく県税の課税免除については、次の理由により課税免除を取り消したので通知します。

年 度	税 目	取消対象となる課税免除額	備 考
		円	

課
税
免
除
取
消
し
の
理
由

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求(異議申立て)をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

教育委員会規則

島根県総合教育審議会規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第一号

島根県総合教育審議会規則

(趣旨)

第一条 島根県総合教育審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関しては、島根県附属機関設置条例(昭和四十三年島根県条例第十五号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 市町村長並びに市町村教育委員会の委員長及び教育長
- 三 教育関係団体の役職員
- 四 公募に応じた者
- 五 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。会長はその会議の

議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を審議会に出席させ、意見の開陳又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(島根県長期総合教育計画審議会規則の廃止)

2 島根県長期総合教育計画審議会規則(昭和四十七年四月一日島根県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 第二条第二項に掲げる者のうちから最初に任命される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 この規則の施行の日以降最初に開かれる会議は、第五条第一項の規定にかかわらず、島根県教育委員会教育長が招集するものとする。

人事委員会規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第三号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「含む同一週内とする。」を「起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第七条第二項中「職員休日休暇条例」を「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）」に、「教育職員休日休暇条例」を「県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年島根県条例第三十六号）」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月十一日印刷
平成十五年三月十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)